

古都保存法に基づく取組の 概要について

1.古都保存法の概要について

京都、奈良、鎌倉など、わが国往時の政治・文化の中心として歴史上重要な「古都」における歴史的風土を保存するため、昭和41年に制度化。



三井寺(大津市)



三千院御殿門(京都市)

※古都保存法：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

2. 法制定の経緯

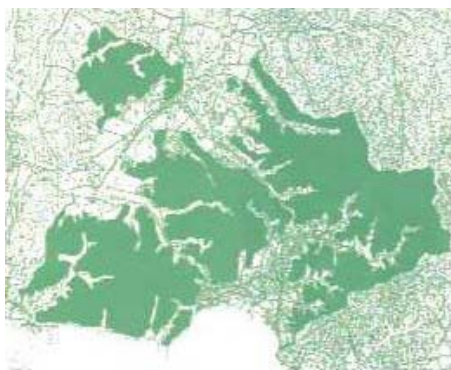
＜背景＞

急激な都市発展等に伴い、昭和30年代後半に全国的に宅地開発が急増、京都、奈良、鎌倉において、文化人や市民団体による反対運動が展開された。

○鎌倉における開発変遷図（樹林地の推移）

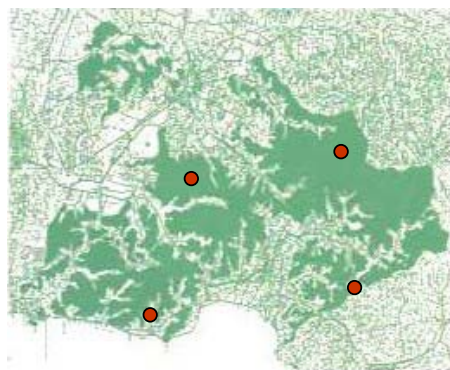
戦後、鎌倉の人口は急増し、樹林地面積は2／3に減少した。

昭和30年代後半の宅地開発の急増は「昭和の鎌倉攻め」と形容された。



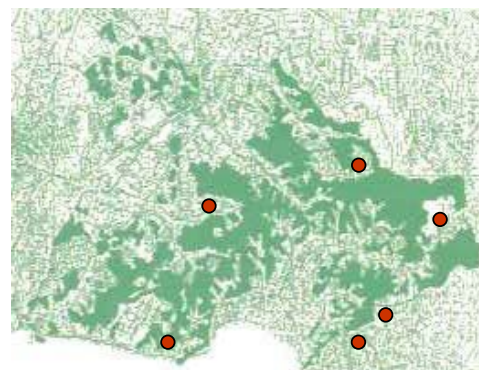
昭和22年

人口 約55,000人
樹林地面積 約2,400ha
樹林地率 61%



昭和37年

人口 約107,000人
樹林地面積 約1,900ha
樹林地率 48%



昭和48年

人口 約155,000人
樹林地面積 約1,600ha
樹林地率 40%

● 大規模開発案件

出典：鎌倉市緑の基本計画²

<契機>

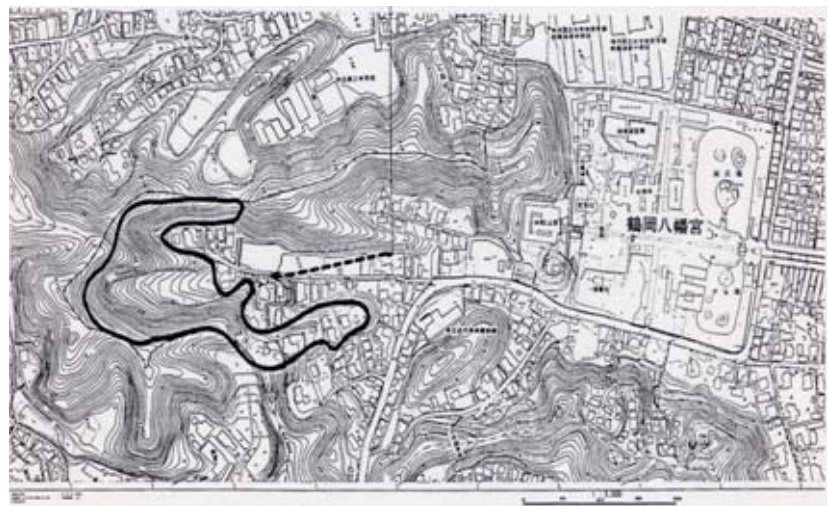
昭和39年1月に発生した鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷」)開発問題や同時期に起こった京都市の双ヶ岡開発問題などでは、幅広い層による反対運動が展開された。これらの問題は古都保存法制定の契機の1つになっている。

○御谷(おやつ)騒動 (昭和39年)

- 鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷」)の開発計画に対し、文化団体や文化人、僧侶、学者等、市民による反対運動が巻き起こる
- 行政による数度の調整が行われたが解決に至らず、市民団体等は「風致保存連盟」を結成し、保存運動を展開
- また、鎌倉在住の文化人により「財団法人鎌倉風致保存会」が設立、買収補償を目途とした募金活動を開始
- 反対運動発生から約一年後、計画縮小・募金等による残地買収をもって騒動は収束



鶴岡八幡宮(鎌倉市)



御谷騒動の開発予定区域図

＜法律制定＞

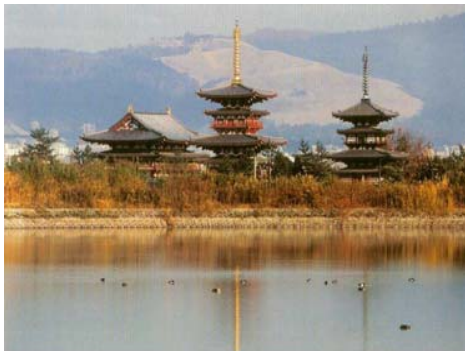
京都市、奈良市、鎌倉市などの当面する緊急の課題を解決するため、昭和40年12月、「古都保存法」が議員立法として提案・可決され、昭和41年1月13日に公布、同年4月15日から施行された。



嵐山(京都市)



三千院(京都市)



薬師寺(奈良市)



稲渚棚田(奈良県明日香村)

3. 古都保存法による定義

○法の目的

わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき**古都**における**歴史的風土**を保存することにより、国土愛の高揚・文化の向上発展に寄与
(古都保存法第1条)

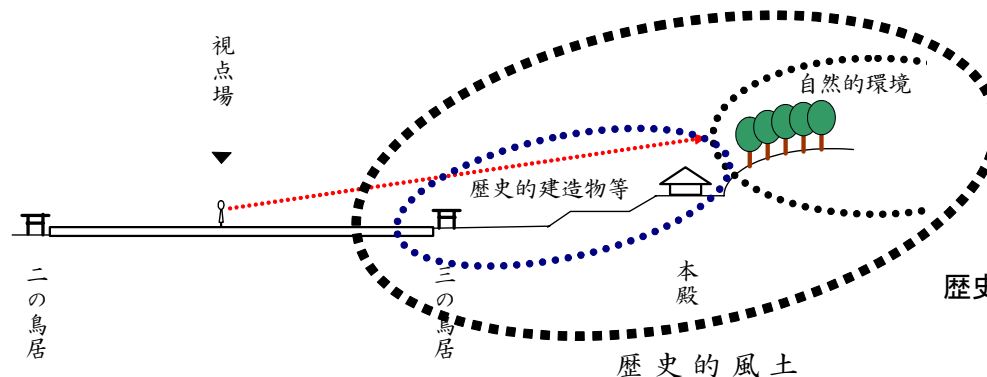
古都

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村

京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市の10市町村

歴史的風土

古都保存法においては、わが国の歴史的な建造物や遺跡等と、それらを取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいう



歴史的風土の概念図

歴史的風土審議会資料(平成9年12月)
をもとに作図

4. 古都保存法の仕組み

○法制度による歴史的風土の保存

・歴史的風土保存区域の指定(国土交通大臣指定)

→建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制により歴史的風土を緩やかに保存



・歴史的風土保存計画の決定(国土交通大臣決定)

→歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を定める



・歴史的風土特別保存地区の都市計画決定(府県・政令市指定)

→建築物の建築、宅地の造成等について許可制により歴史的風土を現状凍結的に保存



嵯峨野(京都市)

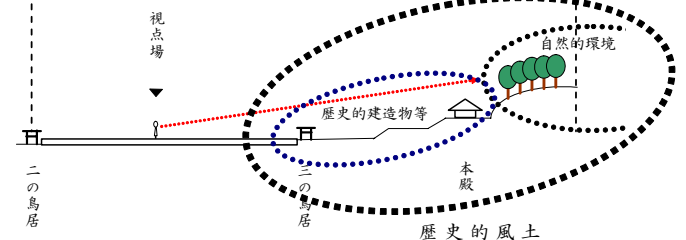


稲渚の棚田(奈良県明日香村)

○鎌倉市における歴史的風土と保存区域の概念図

12世紀末、源頼朝が幕府を開き政治の中心として繁栄。文化の枢要地としても発展し、数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えている。

これらの歴史的・文化的資産と背後丘陵の自然的環境とが一体となり、特色ある風土を形成している。



歴史的建造物、遺跡等と一体となった自然的環境

旧市街地・若宮大路等の主要な場所から眺望される景観上の一体性



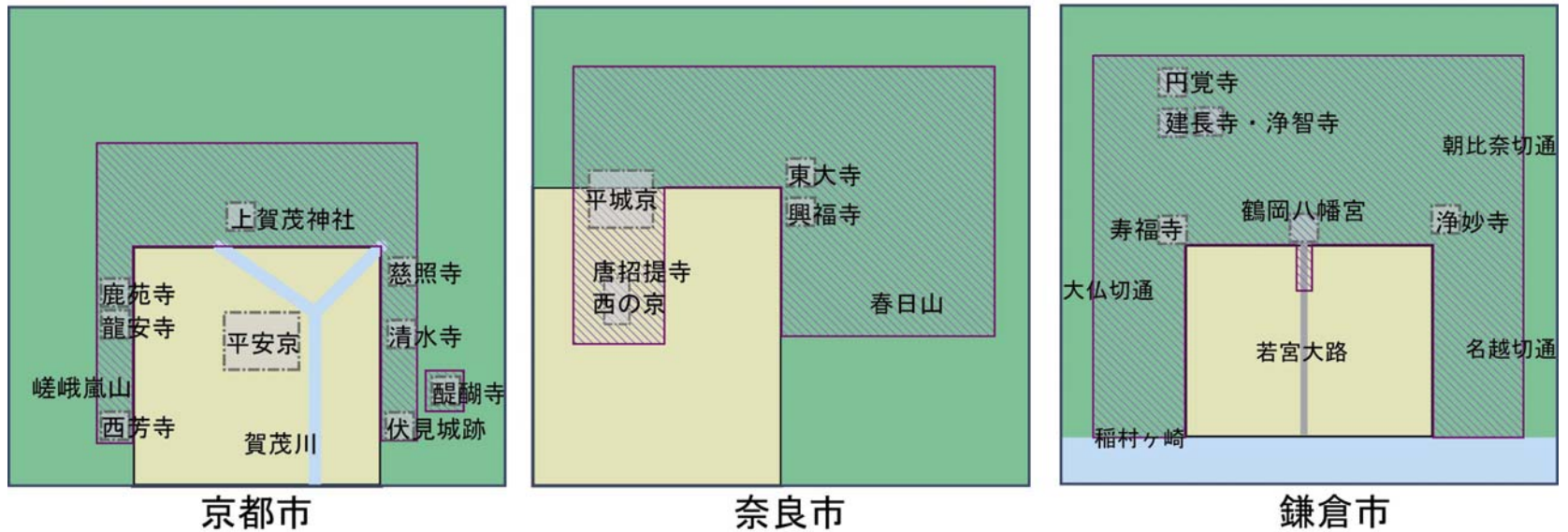
主として視覚的に認識される区域を歴史的風土保存区域として設定

若宮大路から眺望される歴史的風土

歴史的風土審議会

第5回古都保存問題等検討小委員会(H9. 12. 2)資料より作成

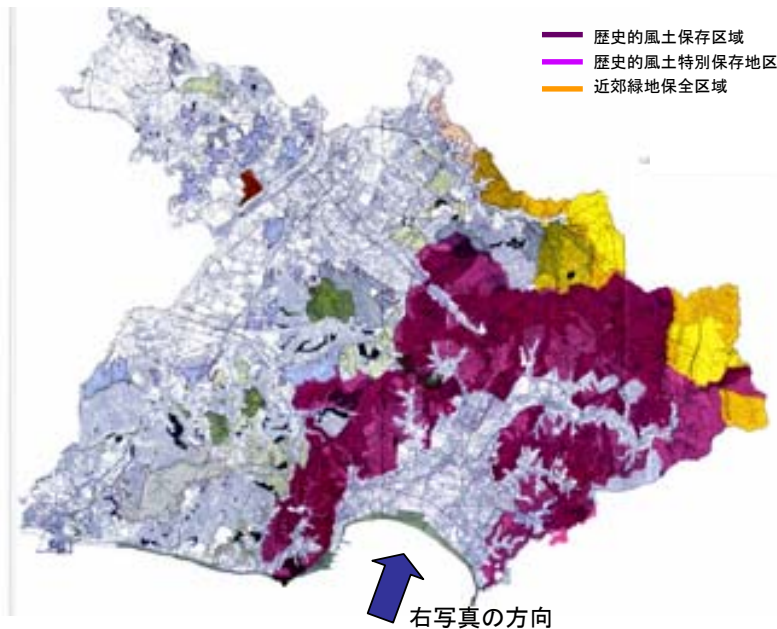
○古都における歴史的風土の概念図



- 都市を取り囲む緑地
- 現在の市街地
- 河川・海
- 歴史的風土保存区域
- 社寺・都跡・城跡

○鎌倉市歴史的風土保存区域

旧市街地を囲む周辺の山並みは古都保存法の規定による歴史的風土保存区域に指定され、保存が図られている。



歴史的風土保存区域等の指定状況



鎌倉市提供

鎌倉市街を上空より撮影

○京都市歴史的風土保存区域

清水寺、鹿苑寺、慈照寺などの背景となる山々が歴史的風土保存区域に指定され、保存が図られている。



歴史的風土保存区域等の指定状況



御室衣笠区域・
双ヶ岡特別保存
地区



嵯峨嵐山区域・嵯峨野特別保存地区

○奈良市歴史的風土保存区域

歴史的建造物と一体となり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等のなだらかな丘陵地が歴史的風土保存区域に指定され、保存が図られている。



歴史的風土保存区域等の指定状況



上空から見た春日山特別保存地区

5. 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の 決定状況

歴史的風土保存区域・同特別保存地区の決定状況

都市名	歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
鎌倉市	5	982.2	13	573.6
逗子市		6.8	—	—
大津市	5	4,557.0	9	505.7
奈良市	4	2,776.0	6	1,809.0
天理市		1,060.0	2	82.2
桜井市		1,226.0	1	304.0
橿原市		426.0	4	212.0
斑鳩町	1	536.0	1	80.9
明日香村		2,404.0		2,404.0
京都市	14	8,513.0	24	2,861.0
総計	32	22,487.0	60	8,832.4

国土交通省調べ

平成19年3月31日現在

明日香村における歴史的風土保存地区の決定状況

	地区数	面積(ha)
第1種歴史的風土保存地区	4	125.6
第2種歴史的風土保存地区	1	2,278.4
総計	5	2,404.0

6. 行為規制の運用状況及び土地買入れ面積

古都における歴史的風土は、法に基づく行為許可の厳格な運用と、土地の買入により保たれている。

行為規制の運用状況及び土地買入れ面積

		歴史的風土 保存区 域	歴史的風土特別保存地区					
		行為の届出 件数	許可申請 件 数	うち 許 可	不許可	買取申出 件 数	買取面積(㎡)	金額(千円)
京都市		11,911	2,435	2,137	298	304	2,178,054	26,215,712
奈良県		2,360	8,084	6,687	1,056	1,290	3,279,628	52,536,362
	うち明日香村	－	3,956	3,559	311	327	494,656	8,485,672
神奈川県		6,301	1,344	1,101	243	261	1,078,383	15,610,941
滋賀県		275	3	3	0	0	0	0
計		20,847	11,866	9,928	1,597	1,855	6,536,065	94,363,015

国土交通省調べ

平成19年3月31日現在

注1)奈良県の届出データは平成6年度以降の数値

注2)「うち明日香村」のデータは昭和55年12月27日以降の件数

○歴史的風土保存区域における施設整備の事例

歴史的風土の維持保存のため、ベンチ、散策路、土砂崩壊防止施設等の施設整備を行っている。



雷丘付近(奈良県明日香村)



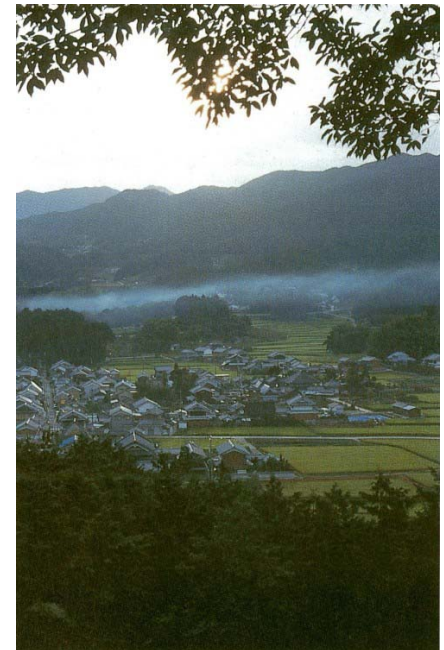
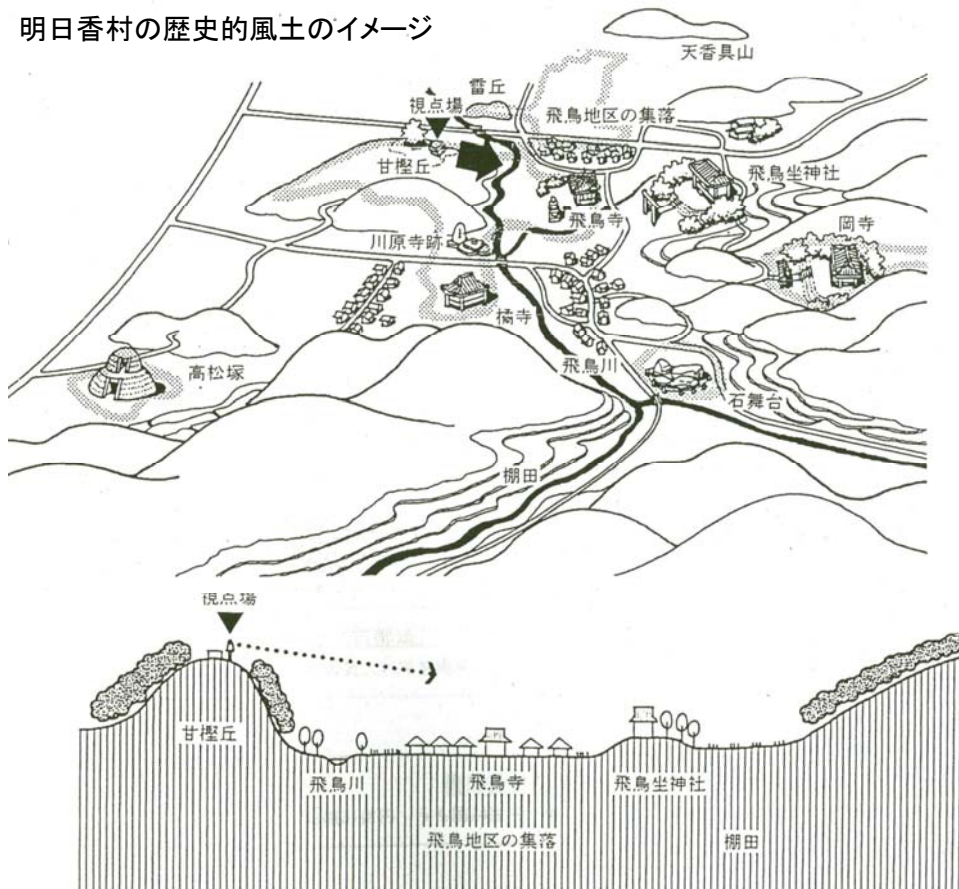
奈良県提供

稲渚棚田景勝地(奈良県明日香村)

7. 明日香村における古都保存法の特例措置

明日香村については、全村にわたって歴史的風土が良好に維持されており、その全域を特別保存地区に相当する地区として保存するため、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」により、歴史的風土の保存と村民生活との調和を図るための措置が講じられている。

明日香村の歴史的風土のイメージ



甘樫丘より集落を望む(奈良県明日香村)